

越谷・松伏水道企業団特定配水管布設工事に関する要綱

越谷・松伏水道企業団特定配水管布設工事に関する要綱（平成9年要綱第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が輻輳管路線の解消又は抑制するために布設する特定配水管に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 特定配水管 配水管の布設されていない公道に接する箇所に、給水管に替わって企業団が布設する口径75ミリメートル以上（第7条第1項第1号に該当する場合は口径50ミリメートルとすることができる。）の耐震性を有する配水管をいう。
- （2） 輻輳管路線 耐震性を有する給水管（水道配水用ポリエチレン管又はステンレス管）以外の給水管が道路の縦断方向に複数布設されている路線をいう。
- （3） 公道 管理主体が国、地方公共団体の道路をいう。

（適用要件）

第3条 企業団は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当するときは、予算の範囲内において特定配水管を布設することができる。

- （1） 輻輳管路線の解消（既に複数の給水管が布設されている場合）
 - ア 公道に布設するものであること。
 - イ 企業団において財政上の措置ができること。
 - ウ 全ての既設給水装置所有者から、特定配水管の布設に伴う給水切替え工事の承諾が得られていること。

(2) 輻輳管路線の抑制（未だ給水管が布設されていない場合）

ア 前号ア、イに該当すること。

イ 市街化区域内であること。

（適用除外）

第4条 給水装置工事の申込みが次のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。

(1) 支分給水又は貯水槽給水による給水を受けようとする場合

(2) 宅地造成、開発行為等に伴う先行取出し工事を行う場合

(3) 特定配水管の布設完了前に給水を必要とする場合

（申請手続き）

第5条 特定配水管の布設を希望するもの（以下「申請者」という。）は、企業団にあらかじめ次項の規定による申請に関し、事前相談をするものとする。

2 申請者は、特定配水管布設申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて企業長に提出するものとする。

(1) 布設個所の位置を示す案内図

(2) 配水管網図

(3) 配水管への給水切替え承諾書（第2号様式）（第3条第1号の区分に該当する場合に限る。）

（特定配水管の布設）

第6条 企業長は、前条第2項の規定による申請があった場合で特定配水管の布設を決定したときは、当該申請者に特定配水管布設決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

（特定配水管の布設範囲）

第7条 第3条第1号に該当する申込みに対し、企業団が特定配水管を布設する範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活道路（行き止まり道路） 当該道路内に布設している全ての給水管を撤去するに必要な箇所までとする。

(2) 通り抜け道路の場合 次に定める範囲

ア 市街化区域内にあつては、布設する特定配水管が末端とならないよう最短距離で既存配水管と接続できる範囲

イ 市街化調整区域にあつては、当該道路内に布設している全ての給水管を撤去するに必要な範囲

2 第3条第2号に該当する申込みに対し、企業団が特定配水管を布設する範囲は、布設する特定配水管が末端とならないよう最短距離で既存配水管と接続できる範囲とする。

3 特定配水管を布設する場合、当該申請者が必要とする敷地に引込む給水管設置工事及び当該申請に係る既設給水管の切替え工事は企業団で行うものとする。

(費用負担)

第8条 申請者は、特定配水管布設に係る費用の一部を、特定配水管布設工事費負担金（以下「負担金」という。）として負担しなければならない。

2 企業長は、前項の負担金を特定配水管布設に係る費用の一部に充てるものとする。

(負担金)

第9条 前条の規定に基づく負担金は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号に該当する特定配水管布設工事に係る負担金は、企業団の積算による当該申請に伴う給水引込み費用に相当する額に100分の90を乗じて得た額及び当該給水引込みに関して必要となる舗装復旧費用に相当する額に100分の50を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 第3条第2号に該当する特定配水管布設工事に係る負担金は、企

業団の積算による当該申請に伴う給水引込み費用に相当する額及び当該給水引込みに関して必要となる舗装復旧費用に相当する額に100分の50を乗じて得た額の合計額とする。

(負担金の納入)

第10条 申請者は、前条の負担金を企業長が指定する日までに納入しなければならない。

(水道施設の設計等)

第11条 第6条の規定に基づいて布設する特定配水管の設計及び施工は、企業団が行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の越谷・松伏水道企業団特定配水管布設工事に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る特定配水管布設工事について適用し、同日前になされた申請に係る特定配水管布設工事については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

特定配水管布設申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企業長 宛

申 請 者
住 所
氏 名
連絡先

代 理 者
住 所
氏 名
連絡先

越谷・松伏水道企業団特定配水管布設工事に関する要綱第5条の規定に基づき、
次のとおり申請いたします。

記

- 1 申請場所
- 2 対象路線
- 3 給水引込み予定日
- 4 添付書類
 - ① 案内図
 - ② 配水管網図
 - ③ 配水管への給水切替え承諾書（第2号様式） 輻輳管解消路線に限る

第2号様式（第5条関係）

配水管への給水切替え承諾書

越谷・松伏水道企業団による配水管への給水切替えに係る下記事項について承諾します。

- 1 配水管等の所有者 布設する配水管は越谷・松伏水道企業団が所有し、この配水管に切替えする給水管は個々の所有とする。
- 2 所有権移転 給水装置所有者の所有権移転（売買、相続等を含む）が生じた場合、譲受人へこの承諾書の内容を承継する。
- 3 撤去される給水管の権利放棄 越谷・松伏水道企業団が行う配水管布設工事に伴い撤去される給水管については、権利を放棄する。

年 月 日提出

越谷・松伏水道企業団 企業長 宛

給水装置所有者

住 所 _____

氏 名 _____

第3号様式（第6条関係）

特定配水管布設決定通知書

年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

令和 年 月 日で申請のありました件について特定配水管の布設を決定しましたので通知いたします。

記

- 1 布設場所
- 2 負担金額